

銚子労基署たより

令和7年2月1日発行
銚子労働基準監督署

「化学物質管理強調月間」(2月)を初めて実施します

～ 日常の化学物質管理の総点検をお願いします ～

(1) 銚子監督署管内における労働災害発生状況

令和6年(12月末日現在)における銚子監督署管内(銚子市・旭市・匝瑳市・東庄町)の休業4日以上労働災害の発生状況(新型コロナウイルス感染を除く)は、160件と前年同期比-8件(-4.8%)の状況となっております。内訳では、高年齢労働者の転倒災害が多発しています。

第14次労働災害防止計画では、「死傷災害について、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年(※銚子署管内172件発生)と比較して2027年までに減少に転じさせること」を目標としております。なお、計画初年度であった昨年は、残念ながら、2022年と比較して死傷災害が増加(+10件(+5.8%))しております。

事業場の皆様におかれましては、引き続き、「エイジフレンドリーガイドライン」などをご活用いただき、高年齢労働者の労働災害防止対策をはじめ、労働災害の防止に向けた取組を積極的に進めていただきますようお願いいたします。

(2) 「化学物質管理強調月間」の実施について

厚生労働省は令和7年2月1日から2月28日までの1か月間、「化学物質管理強調月間」を実施します。

職場において製造または取り扱われる化学物質は、数万程度存在すると言われております。そのうち、危険性・有害性を有する化学物質は約2,900程度あることがわかっています。厚生労働省では、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制を導入し、令和6年4月から施行しています。

「化学物質管理強調月間」は、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を広く一般に図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的としたもので、毎年2月に実施することとしており、今年度が初めてとなります。

本月間を契機に、「日常の化学物質管理の総点検」(裏面の自主点検表をご活用ください。)を実施していただきますようお願いいたします。

令和6年度化学物質管理強調月間実施要綱 ⇒



職場における 労働者が安全に働くために

新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT 1	ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1	POINT 2	リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2
POINT 3	化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3	POINT 4	自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます(化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等)

※1...国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が対象に追加
 ※2...厚生労働大臣が定める物質(高度基準指定物質)が対象
 ※3...皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかでない物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます
ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります

1

SDS及び作業現場の確認

2

リスクアセスメントの実施

3

リスク低減措置の実施
保護具の着用
場所特有の装置の設置

自律的な管理が今後の規制の基軸になります!

これまでの化学物質規制

8 石綿等
管理使用が困難な物質
製造・使用等の禁止

123 物質
自主管理が困難で
有害性が高い物質
特化則・有機則等
に基づく
個別具体的な措置

674 物質
ラベル・SDS・
リスクアセスメント
義務
許容濃度又はばく露限界値が
示されている危険・有害な物質
一般的な措置義務
(具体的な措置基準なし)

数万
物質
GHS分類で
危険有害性がある物質

GHS分類で危険有害性に該当しない物質

見直し後の化学物質規制

有害性に関する情報量
約2,900物質
(国がモデルラベル・SDSを作成済みの物質)
国のGHS分類により危険性・有害性が確認された全ての物質

数万物質
国によるGHS未分類物質

ラベル・SDSによる伝達義務	ラベル・SDSによる伝達努力義務
リスクアセスメント実施義務	リスクアセスメント実施努力義務
ばく露を基準以下とする義務	ばく露を最小限度にする義務
適切な保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用義務・努力義務	ばく露を最小限度にする努力義務

このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第51号)」(労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号))等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

【令和6年度「化学物質管理強調月間」スローガン】

正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

(参考)「化学物質の自律的な管理に関する自主点検表」

自主点検表は、千葉労働局 HP に掲載しております。 ⇒
 (千葉労働局 HP > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係 > 令和6年度 化学物質管理協調月間)



化学物質の自律的な管理に関する自主点検表



✓ がつかない場合は、[解説](#) やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。

① 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント (RA) 対象物であるかを把握していますか。	<input type="checkbox"/>
<p>解説 化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。令和6年4月1日時点のRA対象物はこちらのリストをご覧ください。また、令和7年4月1日に約700物質、令和8年4月1日に約800物質が追加される予定です。追加物質については、以下の一覧表を確認してください。 労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付等の義務対象物質一覧</p>	<p>R6.4.1 時点 R7. R8 追加分</p>
② 化学物質管理者を選任していますか。	<input type="checkbox"/>
<p>解説 令和6年4月1日からRA対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。化学物質管理者の選任については、以下のQ&Aの10ページに記載のNo.2-1-1, 2-2-2をご確認ください。 化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A</p>	
③ RAを実施していますか。	<input type="checkbox"/>
<p>解説 リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。下のQ&Aも参照してください。 Q1-1 なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。 Q1-2 リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。</p> <p>厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、右上の □ に ✓ をつけてください。 建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル</p>	<p>Q&A</p>

④ RAの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
<p>解説 法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。下のQ&Aも参照してください。 Q12-1 リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。 Q12-2 リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。</p> <p>③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の □ に ✓ をつけてください。</p>	
⑤ 安全データシート (SDS) とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
<p>解説 化学物質を取り扱う労働者が常時 SDS を確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。下のQ&Aも参照してください。 Q15-1 入手した SDS を労働者に周知しなければならないか。 Q15-2 ラベルや SDS の記載内容を労働者に教育する義務はあるか。</p>	
⑥ (保護具を使用している場合) 保護具着用管理責任者を選任していますか。	<input type="checkbox"/>
<p>解説 保護具着用管理責任者の選任については、以下のQ&Aの11ページ以降に記載のNo.2-2-1, 2-2-2をご確認ください。 化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A</p>	
⑦ (化学物質の譲渡・提供を行っている場合) ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
<p>解説 化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方に SDS の交付等により危険有害性を通知する必要があります。下のQ&Aも参照してください。 Q13-1 SDS はいつ交付しなければならないのか。 Q13-2 ホームページで SDS を提供しても良いか。</p>	

(3)「人件費・価格転嫁・人材育成に関するアンケート」へのご協力をお願い

「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」は、千葉県内の21の機関・団体が参画し、魅力ある職場環境整備に取り組む会議体です。

昨年1月19日に採択した『「適切な価格転嫁と生産性向上による持続的な賃上げの実現」ちば共同宣言』に基づく取組として、「賃上げ」「価格転嫁」「人材育成」といったさまざまな課題への対応を迫られている県内企業の皆様の実情を把握するため、アンケートを実施することといたしました。

集約した結果は、本会議を構成する機関・団体で共有し、効果的に活用する予定ですので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

(アンケートは、こちら↓です)

<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou12/kouroushiv2>



千葉労働局のトップページの右図バナーからアクセスできます。



アンケートのお問い合わせ先：
 千葉労働局雇用環境・均等室企画部門
 (043-306-1860) まで